

橋本市教育委員会規則第8号

橋本市立学校再編準備委員会条例施行規則を、別紙のとおり公布する。

令和7年12月24日

橋本市教育委員会 教育長 今田 実



## 橋本市立学校再編準備委員会条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、橋本市立学校再編準備委員会条例(令和7年橋本市条例第43号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (庶務)

第2条 橋本市立学校再編準備委員会の庶務は、教育委員会学校再編推進室において処理する。

### (委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。